

那珂川町国土強靱化地域計画

令和2年7月

那珂川町

目 次

第1章 はじめに

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 地域計画策定の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 リスクの想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 リスクシナリオの設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定・・・・・・・・ 10
- 5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価・・・・・・・・ 10
- 6 評価結果に基づく強靱化の取り組みについて・・・・・・・・ 24

第4章 強靱化の推進方針

- 1 施策ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 個別分野の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第5章 計画の推進と進捗管理

- 1 優先的に取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 各種施策の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生時の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進してきましたが、近年発生した災害の教訓を踏まえ、平成26年6月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）について、平成30年12月に改訂されました。

また、栃木県においても、平成28年2月に策定された「栃木県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）は、令和2年3月に改訂され、国と一体となって「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進することとしております。

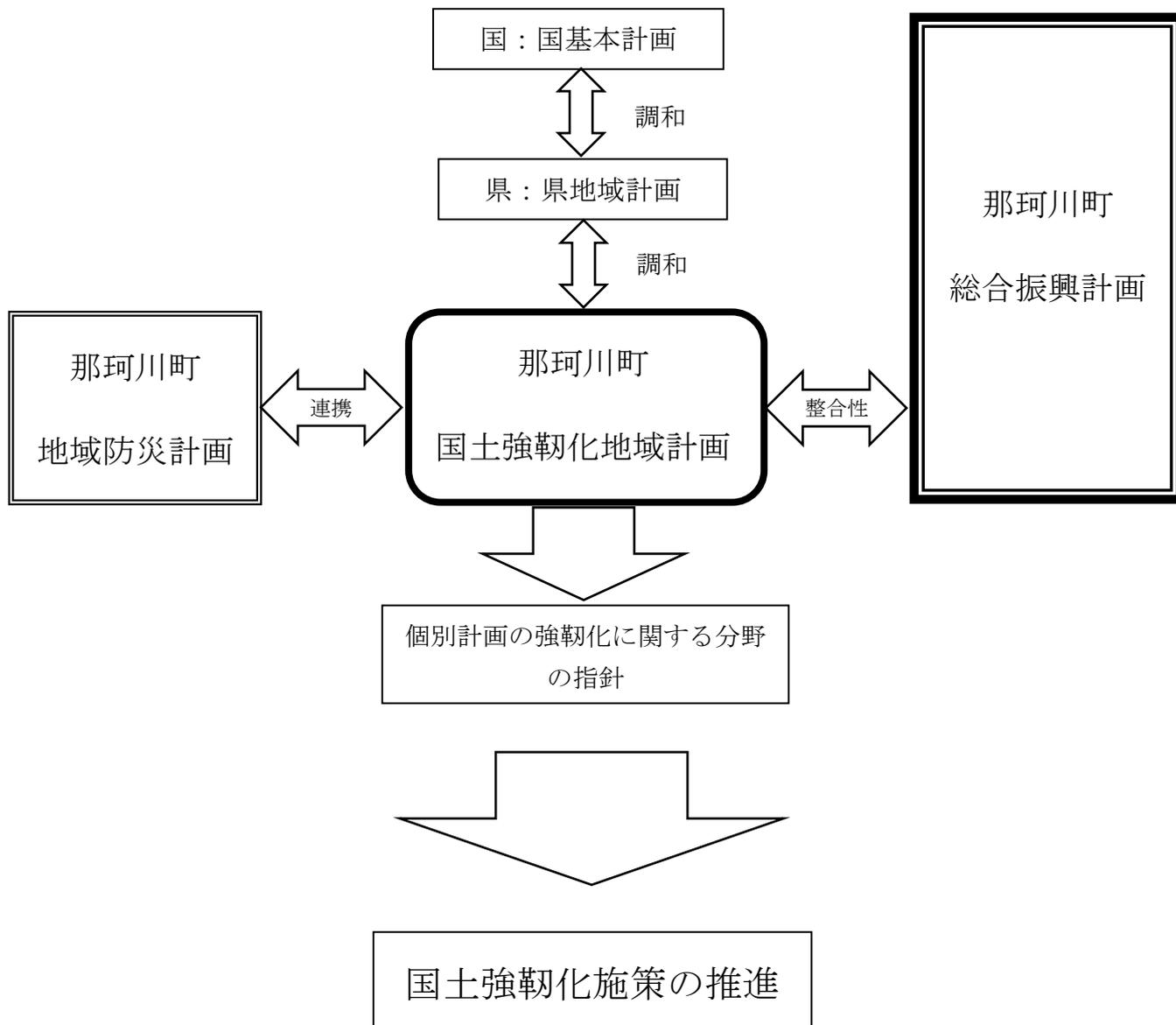
当町では、令和元年10月12日に日本列島を襲った令和元年東日本台風（台風19号）により被害が発生するなど、年々自然災害の脅威が増してきているととらえ、今後は、一層災害に強いまちづくりを目指すとともに、各施策への取り組み強化を図るため、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国、県及び関係機関と一体となって、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安心安全なまちづくりを推進するため、「那珂川町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 本計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、当町における国土強靱化に関する施策について、統合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定します。

また、基本法第14条に基づき、国基本計画及び県地域計画と調和を保ちつつ、那珂川町総合振興計画と整合性を図りながら、地域防災計画と連携するとともに、各個別計画のなかで、強靱化に関する分野の指針として位置づけるものとします。

計画の位置づけのイメージ図

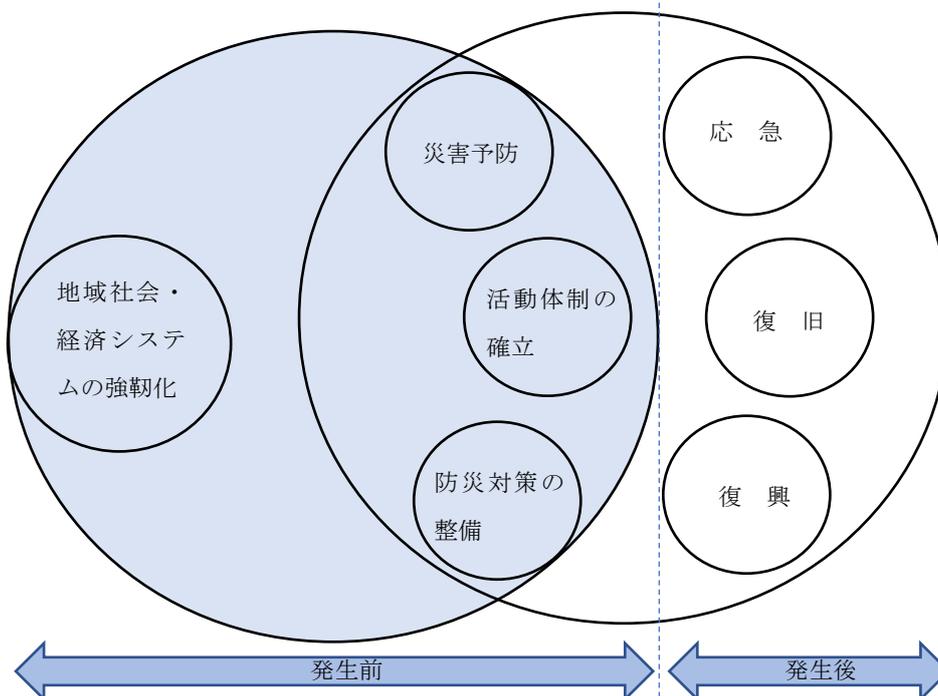


【参考】地域防災計画との関係図

| | 国土強靱化地域計画 | 地域防災計画 |
|---------|--------------|-----------------|
| 検討アプローチ | 自然災害全般を想定 | 災害の種類ごと |
| 対象フェーズ | 発生前 | 発生前・発生時・発生後 |
| 施策の設定方法 | リスクシナリオに合わせる | 予防・応急・復旧等の具体的対策 |

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】



3 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とする令和6年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間においても、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

第2章 地域計画策定の基本的な考え方

本町における強靱化を推進するうえで「基本理念」、「基本目標」を国基本計画及び県地域計画を踏まえ、次のとおりとします。

1 基本理念

4つの基本理念を設定し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進します。

- 基本理念1 町民の生命の保護が最大限図られること
- 基本理念2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 基本理念3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- 基本理念4 迅速な復旧・復興が図られること

2 基本目標

基本理念に基づき、本町の強靱化を推進するため、次の8つの基本目標を設定します。

- 基本目標1 人命の保護が最大限図られること
- 基本目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- 基本目標3 必要不可欠な行政機能は確保すること
- 基本目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること
- 基本目標5 経済活動を機能不全に陥れさせないこと
- 基本目標6 生活・経済活動に必要最小限のライフライン及び交通ネットワーク等が確保されるとともに、これらの早期復旧が図られること
- 基本目標7 制御不能な二次災害を発生させないこと
- 基本目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

3 基本方針

当町における強靱化の推進に関する施策については、国基本計画及び県地域計画との調和に留意し、次のとおり基本方針を定め、強靱化に向けた施策を推進します。

(1) 基本姿勢

- 人口減少や少子高齢化の更なる進行、各種社会資本の老朽化など社会情勢を踏まえた施策を推進します。
- 高齢者、子ども、障がい者等に充分配慮した対策を講じます。
- 自助、互助、共助及び公助を基本に、関係機関等と適切な連携・役割分担し、施策に取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- 施設の長寿命化対策や建築物の耐震化等のハード対策と、防災訓練や防災教育の実施等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的な施策を推進します。
- 非常時に効果を発揮するだけでなく、平常時における町民生活の安心安全や生活の豊かさの向上等にも留意します。

(3) 効果的な施策の推進

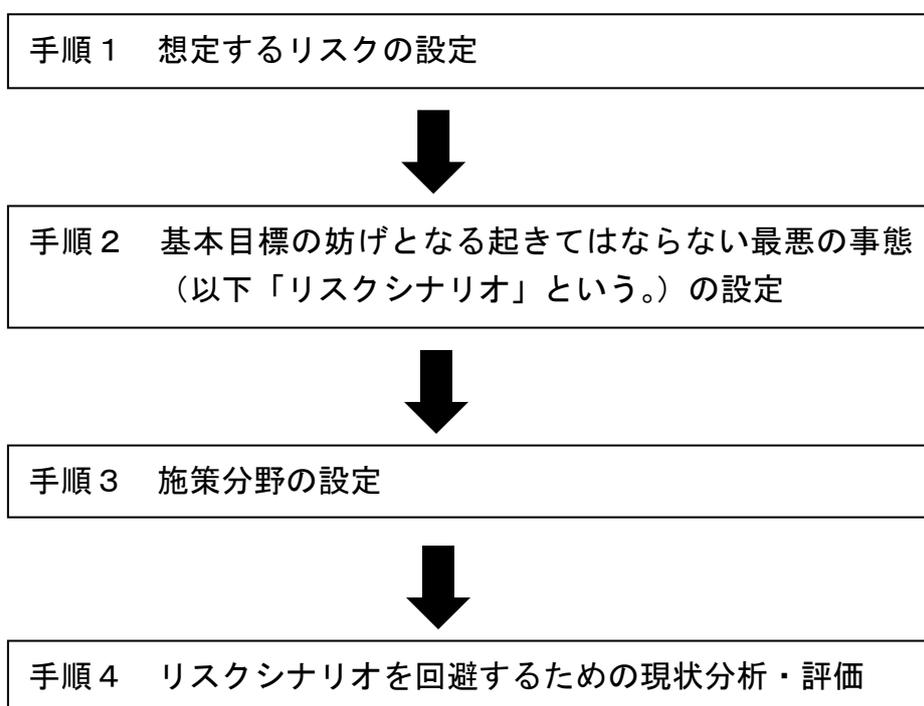
- 選択と集中による施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用及び効率的な維持管理を推進します。
- 限られた資金を最大限活用するため、民間投資の促進を図ります。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画及び県地域計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。



2 リスクの想定

国基本計画及び県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定しており、本町においても、地域防災計画を踏まえ、地震や台風に風水害等、大規模自然災害全般を想定します。

3 リスクシナリオの設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画及び県地域計画との調和に留意しつつ、当町の地域性を考慮して、設定した8つの「基本目標」の妨げとなる23のリスクシナリオを次のとおり設定します。

リスクシナリオ

| 基本目標 | | No. | リスクシナリオ |
|------|--|-----|--|
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1 | 建物の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 異常気象等による広域かつ市街地等の浸水 |
| | | 1-3 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む。) | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | | 2-3 | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-5 | 被災地における感染症等の大規模発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保すること | 3-1 | 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせないこと | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による地元企業の経済活動の低下 |
| | | 5-2 | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 |
| | | 5-3 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 6 | 生活・経済活動に必要な最小限のライフライン及び交通ネットワーク等が確保されるとともに、これらの早期復旧が図られること | 6-1 | 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の停止 |
| | | 6-2 | 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-3 | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させないこと | 7-1 | ため池、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生 |
| | | 7-2 | 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃 |
| | | 7-3 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 8 | 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 復興を支える人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

本計画では、強靱化を効果的に推進するため、国基本計画及び県地域計画の施策分野を参考に、次の5つの分野について、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として設定します。

【5つの施策分野】

- (1) 行政機能/消防
- (2) 都市・インフラ
- (3) 町民生活
- (4) 産業・経済
- (5) 情報通信

5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

各リスクシナリオに対し、施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。評価結果については、次の「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」のとおりです。

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

| | |
|---------|--|
| 基本目標 | 1 人命の保護が最大限図られること |
| リスクシナリオ | 1-1 建物の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| 脆弱性評価結果 | <p>(住宅・建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震化については、「那珂川町建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修等の補助事業を行っているが、更なる耐震化の促進を図る必要がある。 <p>(社会資本等の老朽化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期に整備された社会資本等の老朽化が見込まれることから、「那珂川町公共施設等総合管理計画」やその他個別計画に基づき、適切な維持管理等を行う必要がある。 ・学校施設及び社会教育施設においても老朽化対策等を図り、新設や改修等、施設の維持保全を図る必要がある。 <p>(町営住宅の維持管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者の安全確保、計画的な修繕・改善による長寿命化を図り、安全性や居住性の高い町営住宅を確保する必要がある。 <p>(老朽危険空き家対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家等について関係機関と連携し、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。 <p>(火災予防に関する啓発活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月時点の調査によると、住宅用火災警報器の設置は国・県平均を上回っているが、条例適合率は平均を下回っていることから、地域や事業所における火災予防、防火知識の普及啓発を更に行う必要がある。 <p>(地域の消防力確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動上重要な、耐震性防火水槽及び消火栓の消防水利、消防車両等の整備を計画的に進める必要がある。 ・地域消防防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の整備など、消防団活動の更なる充実強化を図る必要がある。 |

| | |
|--|-----|
| | ある。 |
|--|-----|

| | |
|-------------|--|
| リスクシナリオ | 1-2 異常気象による広域かつ市街地等の浸水 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(総合的な水害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて部分的な水路の改修等を行っているが、未だ多くの箇所が未整備であるため、継続的な改修を行う必要がある。 <p>(道路・河川管理施設の長寿命化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路及び河川機能を確保するため、老朽化した施設の長寿命化を図る必要がある。 |

| | |
|-------------|---|
| リスクシナリオ | 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(総合的な土砂災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内には多くの土砂災害危険箇所があることから、国及び県に対して、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の事業推進を要請する必要がある。 <p>(山地防災対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要がある。 |

| | |
|-------------|---|
| リスクシナリオ | 1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(防災意識の高揚、防災教育の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ハザードマップの活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。 ・児童生徒に対し、自らの命を守る等の防災教育により防災意識を高める必要がある。 <p>(地域防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から地区防災組織の育成や消防団の充実及び強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技 |

| | |
|--|---|
| | <p>術の習得、地域防災力を向上させる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における自助及び互助による対応を構築するため、地域の防災リーダーとなる防災士を行政区ごとに養成し、地域防災力の向上を図る必要がある。 <p>(情報の収集・伝達体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、国、県、町及び防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。 ・災害発生時に、ケーブルテレビネットワークを活用したライブカメラの整備等、リアルタイムで情報収集するための整備を推進する必要がある。 <p>(町民への災害情報の伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達手段としては、ケーブルテレビネットワークを活用した屋内告知放送、屋外スピーカー、データ放送、緊急速報メール、町ホームページ及び消防団車両等の活用を推進する必要がある。 ・地域の実情や地震、豪雨等の災害に応じて、災害情報の伝達手段や通信設備の充実及び強化を図る必要がある。 ・ケーブルテレビネットワークで伝達する災害情報については、動画の提供等、通信量が増加することが見込まれるため、大容量に対応した通信基盤を整備する必要がある。 <p>(避難行動要支援者等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対して、情報伝達や避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要がある。 ・平常時から避難行動要支援者の把握等に努め、避難行動要支援者等に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要がある。 |
|--|---|

| | |
|-------------|--|
| 基本目標 | 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること |
| リスクシナリオ | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(道路の防災・減災)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における道路機能を確保するため、道路及び橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要がある。 ・緊急時等において迅速な活動を行うため、災害発生時における道路機能の確保や応急復旧等の対応について建設業者等との協定等、連携強化を図る必要がある。 <p>(物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生から約3日間は、平常時のルートによる物資の供給や外部支援が困難となるため、計画的に、飲料水及び生活必需品等を備蓄しておく必要がある。 ・食料、飲料水、生活必需品及び防災用資機材等を確保するため、他自治体との相互応援協定や事業者と協定を締結しているが、平常時から連絡を取り合うなど連携を深める必要がある。 |
| リスクシナリオ | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(農林道の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迂回路となる農道や林道を把握し、整備を進めるなど、避難路を確保する必要がある。 |
| リスクシナリオ | 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(相互応援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による大規模災害の発生に備え、行政や防災関係機関の連携を図る必要がある。 <p>(消防広域応援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互連携を図る必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| リスクシナリオ | 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(医療機関との連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の医療体制を確保するため、医療機関と緊急時における協力応援体制を確認するとともに訓練を実施する必要がある。 ・災害発生時の医療救護活動を迅速に実施するため、医療機関と連携し、医療班の編成体制を整える必要がある。町は、救護班の活動に必要な資機材等を提供する必要がある。 ・災害時に負傷者に対応するため、医療機関等と連携し、救護所を設置し、医療救護活動を実施する必要がある。 <p>(道路の防災・減災) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における道路機能を確保するため、道路及び橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要がある。 ・緊急時等において迅速な活動を行うため、災害発生時における道路機能の確保や応急復旧等の対応について建設業者等との協定等、連携強化を図る必要がある。 |
| リスクシナリオ | 2-5 被災地における感染症等の大規模発生 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(感染症等予防対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災場所や避難場所における感染症の発生予防及びまん延防止のため、平常時から予防接種や消毒等の感染症予防対策を行う必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| 基本目標 | 3 必要不可欠な行政機能は確保すること |
| リスクシナリオ | 3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(業務継続体制の整備)</p> <p>・被災により、職員、庁舎及びライフライン等の利用が制約される状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、業務継続計画を策定する必要がある。</p> <p>(防災拠点機能の確保)</p> <p>・災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出、救助、物資輸送及び医療活動等において重要な役割を担う災害活動拠点や防災上重要な町有建築物について、防災機能の確保や耐震化を、関係機関と連携を図りながら、計画的に推進する必要がある。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 基本目標 | 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること |
| リスクシナリオ | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(電源の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を推進する必要がある。 ・災害発生時に、国、県、町及び防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。 ・情報発信の拠点となるケーブルテレビ放送センターの電源供給システムの安定的な運用や伝送路の同軸ケーブルから光化への整備など、災害発生時の停電においても確実かつ安定的な情報伝達を確保するための耐災害性の強化を講じる必要がある。 <p>(情報の収集・伝達体制の確保) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、国、県、町及び防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。 ・災害発生時に、ケーブルテレビネットワークを活用したライブカメラの整備等、リアルタイムで情報収集するための整備を推進する必要がある。 <p>(町民への災害情報の伝達) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達手段としては、ケーブルテレビネットワークを活用した屋内告知器、屋外スピーカー、データ放送、緊急速報メール、町ホームページ及び消防団車両等の活用を推進する必要がある。 ・地域の実情や地震、豪雨等の災害に応じて、災害情報の伝達手段や通信設備について充実及び強化を図る必要がある。 ・ケーブルテレビネットワークで伝達する災害情報については、動画の提供等、通信量が増加することが見込まれるため、大容量に対応した通信基盤を整備する必要がある。 |

| | |
|-------------|---|
| リスクシナリオ | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(電源の確保) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集、伝達及び関係機関相互の情報共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を推進する必要がある。 ・情報発信の拠点となるケーブルテレビ放送センターの電源供給システムの整備や伝送路の同軸ケーブルから光ケーブル化への整備など、災害発生時の停電においても確実かつ安定的な情報伝達を確保するための耐災害性の強化を講じる必要がある。 <p>(情報の収集・伝達体制の確保) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、国、県、町及び防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。 <p>(町民への災害情報の伝達) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達手段としては、ケーブルテレビネットワークを活用した屋内告知器、屋外スピーカー、データ放送、緊急速報メール、町ホームページ及び消防団車両等の活用を推進する必要がある。 ・地域の実情や地震、豪雨等の災害に応じて、災害情報の伝達手段や通信設備について充実及び強化を図る必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| 基本目標 | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ | 5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の経済活動の低下 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(事業所等における事業継続計画（BCP）の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害発生時において重要業務を継続するための事業継続計画の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力などの体制を整える必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| リスクシナリオ | 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(道路の防災・減災) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における道路機能を確保するため、道路及び橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要がある。 ・緊急時等において迅速な活動を行うため、災害発生時における道路機能の確保や応急復旧等の対応について建設業者等との協定等、連携強化を図る必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| リスクシナリオ | 5-3 食料等の安定供給の停滞 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の被害を最小限に抑えるため、ため池、頭首工及び農業用排水路等の農業用施設の整備、補修等適切な維持管理や、有事の際の迅速かつ適切な施設管理、管理技術者の育成及び確保等、管理体制の強化を促進する必要がある。 <p>(物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生から約3日間は、平常時のルートによる物資の供給や外部支援が困難となるため、計画的に、食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄しておく必要がある。 ・食料、飲料水、生活必需品及び防災用資機材等を確保するため、他自治体との相互応援協定や事業者と協定を締結しているが、平常時から連絡を取り合うなど連携を深める必要がある。 |

| | |
|-------------|---|
| 基本目標 | 6 生活・経済活動に必要最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等が確保されるとともに、これらの早期復旧が図られること |
| リスクシナリオ | 6-1 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の停止 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(ライフラインの災害対応力強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時におけるライフライン機能の維持、確保及び早期復旧を図るため、ライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保等、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。 <p>(業務継続体制の整備) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災により、職員、庁舎及びライフライン等が制約される状況下において、災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、業務継続計画を策定する必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| リスクシナリオ | 6-2 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(水道施設の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても安定して水を供給できるよう、計画的に上水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を推進する必要がある。 <p>(下水道施設の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に下水道施設の破損による機能停止を防止するため、計画的に施設の改修と老朽施設の更新や耐震化を図る必要がある。 <p>(農業集落排水施設の老朽化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても継続的に汚水処理機能を確保するため、計画的に施設の改修や老朽化対策を推進する必要がある。 <p>(浄化槽の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における生活環境の保全及び公衆衛生確保のため、浄化槽の普及を促進する必要がある。 |

| | |
|-------------|---|
| リスクシナリオ | 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(農林道の整備) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迂回路となる農道や林道を把握し、整備を進めるなど、避難路を確保する必要がある。 <p>(道路の防災・減災) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における道路機能を確保するため、道路及び橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要がある。 ・緊急時等において迅速な活動を行うため、災害発生時における道路機能の確保や応急復旧等の対応について建設業者等との協定等、連携強化を図る必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| 基本目標 | 7 制御不能な二次災害を発生させないこと |
| リスクシナリオ | 7-1 ため池、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生 |
| 脆弱性 評価結果 | (農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化) ・被災した場合に影響が大きい農業水利施設等の損壊による被害を防止するため、ハザードマップ作成、老朽化及び耐震化等の対策を推進する必要がある。 |

| | |
|-------------|---|
| リスクシナリオ | 7-2 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃 |
| 脆弱性 評価結果 | (有害物質の拡散・流出対策) ・災害発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散、流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制を構築する必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| リスクシナリオ | 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 脆弱性 評価結果 | (農地・農業用水利施設等の適切な保全管理) ・農村が有する多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地及び農業用水利施設の保全活動や、地域における生産活動への支援等を推進する必要がある。 (森林の適切な保全) ・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持及び増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策をする必要がある。 (鳥獣被害防止対策) ・農地や森林の荒廃を未然に防止するため、鳥獣被害防止対策等を行い、農地や森林の多面的機能が維持されるよう、保全管理する必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| 基本目標 | 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること |
| リスクシナリオ | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復興が大幅に遅れる事態 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(災害廃棄物の処理体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県等関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備等、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備や、一時仮置き場等の確保を図る必要がある。 <p>(地籍調査の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災後の迅速な復旧及び復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査の推進を図る必要がある。 |

| | |
|-------------|--|
| リスクシナリオ | 8-2 復興を支える人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 脆弱性 評価結果 | <p>(地域防災力の向上) ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から地区防災組織の育成や消防団の充実及び強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力を向上させる必要がある。 ・災害発生時における自助及び互助による対応を構築するため、地域の防災リーダーとなる防災士を行政区ごとに養成し、地域防災力の向上を図る必要がある。 <p>(コミュニティ活動への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における復旧・復興を円滑に進めるためには、地域コミュニティの基盤である行政区の活動を支援する必要がある。 |

6 評価結果に基づく強靱化の取り組みについて

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策等、強靱化に向けた取り組みについては、ハード対策及びソフト対策ともに、取り組みを進めてきたところですが、更なる対策の強化を図る必要があります。

今後、あらゆる災害に対し、より強靱なまちづくりを目指すためには、災害時にも機能する社会インフラ等の施設整備、長寿命化対策及び耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災訓練や防災意識の啓発等のソフト対策を組み合わせながら、対応していくことが重要であると考えられます。そのような取り組みのなかで、行政、町民及び企業がそれぞれの役割を担いながら、より効率的かつ効果的になるよう、各施策を推進していく必要があります。

(2) 横断的な取り組みと関係機関等との連携

強靱化に向けた取り組みは、個々の施策の実施主体が、庁内においては各課横断的なものになるとともに、町以外にも、国、県及び民間事業者等との連携が必要となることから、今後は、さらに、庁内一体となった取り組みを推進していくほか、国、県をはじめとした関係機関、町民及び民間事業者と連携しながら、強靱化に向けた取り組みの強化を図る必要があります。

第4章 強靱化の推進方針

1 施策ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として設定した5つの施策分野において、今後、取り組みが必要となる施策について検討のうえ、次のとおり推進方針を定めるものとします。

なお、推進方針については、それぞれの施策間において、相互に関連する事項があることから、施策の推進にあたっては、適切な役割分担のもと、施策の実効性や効率性が確保できるよう、連携を図ります。

2 個別分野の推進方針

(1) 行政機能/消防

①行政機能

| |
|--|
| 防災拠点機能の確保（リスクシナリオ3-1） |
| ◆災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、救出・救助活動、物資輸送活動及び医療活動等において重要な役割を担う防災拠点の防災機能を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備します。 |
| 【主な取り組み】 |
| ○役場本庁舎、消防施設及び避難所等の計画的な防災機能の整備 |

| |
|--|
| 情報の収集・伝達体制の確保（リスクシナリオ1-4、4-1、4-2） |
| ◆災害発生時において、国、県、町及び防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保します。 |
| ◆災害発生時において、リアルタイムに情報を収集し、町民へ的確に情報を伝達するため、ケーブルテレビネットワークを活用したライブカメラ等の情報を収集する設備の整備を推進します。 |
| ◆災害発生時において、災害状況の動画配信等により情報量の増大が見込まれることから、ケーブルテレビネットワークについて、大容量の通信を可能とする光ケーブル化への整備を推進します。 |
| 【主な取り組み】 |
| ○防災行政情報システムを活用した効果的な情報収集及び伝達体制の在り方の検討 |

○ケーブルテレビネットワーク光ケーブル化整備事業の推進

町民への災害情報の伝達（リスクシナリオ1-4、4-1、4-2）

◆町民等への情報伝達手段として、ケーブルテレビネットワークの屋内告知放送をはじめ、災害に応じた手段を確立し、ICT等を活用した迅速かつ正確な災害情報の伝達を図ります。

【主な取り組み】

- 屋内告知放送受信機整備推進
- 災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用

物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備（リスクシナリオ2-1、5-3）

◆災害発生直後の被災住民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。

【主な取り組み】

- 被害想定に基づく生活必需品の備蓄推進
- 被災住民の避難生活等において、必要となる防災用資機材の備蓄推進
- 民間業者との新たな協定締結の推進

業務継続体制の整備（リスクシナリオ3-1、6-1）

◆災害対策等優先的に行う業務を継続して実施できる体制を構築するため、業務継続計画を策定します。

【主な取り組み】

- 業務継続計画の策定

電源の確保（リスクシナリオ4-1、4-2）

◆災害発生時の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有等を図るため、安定した電源確保に取り組めます。

◆ケーブルテレビ施設の停電に対応した電源供給システムの適正な維持管理に努めます。

◆長時間かつ広域的な停電発生時において、ケーブルテレビネットワークによる情報収集及び伝達を確保するため、幹線を現在の同軸ケーブルから電源供給を必要としない光ケーブル化への整備事業を推進します。

【主な取り組み】

- 町役場本庁舎における非常用電源設備の適切な維持管理
- ケーブルテレビ施設における非常用電源設備の適切な維持管理
- ケーブルテレビネットワーク光ケーブル化整備事業の推進【再掲】

②消防

消防広域応援体制の整備（リスクシナリオ2-3）

◆町内で発生した大規模災害時における人命救助等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

【主な取り組み】

- 緊急消防援助隊の受援体制の適切な運用

相互応援体制の整備（リスクシナリオ2-3）

◆町の対応能力を超える大規模災害に備え、地方自治体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。

【主な取り組み】

- 災害時の相互応援協定の適切な運用
- 町の受援体制の整備

【重要業績指標】

| 指 標 | 現状値（R1） | 目標値（R6） |
|--------------------------|---------|---------|
| 業務継続計画の策定 | 未策定 | 策定 |
| ケーブルテレビネットワークの光ケーブル化整備事業 | 0 施設 | 1 施設 |

(2) 都市・インフラ

社会資本等の老朽化対策（リスクシナリオ1-1）

◆「那珂川町公共施設等総合管理計画」やその他個別計画等に基づき、中長期的な視点による計画的な維持管理及び更新を図ります。

【主な取り組み】

- 老朽化した公共施設等の計画的な改修等及び更新の推進

町営住宅の維持管理（リスクシナリオ1-1）

◆居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、「那珂川町営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理等を図ります。

【主な取り組み】

- 老朽化した住宅の計画的な改修等の推進

住宅・建築物の耐震化（リスクシナリオ1-1）

◆「那珂川町建築物耐震改修促進計画（二期計画）」に基づき、効果的な普及啓発を行うとともに、国・県の支援制度を有効に活用し、耐震化を普及します。

【主な取り組み】

- 国・県の支援制度による耐震診断、耐震改修及び建替え促進
- 広報誌やHP等を活用した普及啓発活動の推進

老朽危険空き家対策（リスクシナリオ1-1）

◆災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理不十分な空き家等について、関係機関と連携し、対策を推進します。

【主な取り組み】

- 老朽危険空き家の所有者等に対する助言、指導等の推進
- 空き家バンク制度等の活用
- 空き家等対策計画の策定

総合的な水害対策（リスクシナリオ1-2）

◆水害を予防し、河川等の安全性を高めるため、ハード対策とソフト対策を一体的に推進します。

【主な取り組み】

- 河川の堤防、護岸整備などの河川整備の要望
- 河川の堆積土除去、清掃活動等の要望
- 防災情報の提供及びハザードマップの有効活用
- 水害発生に関する警戒情報、避難情報などの災害情報伝達体制の整備

総合的な土砂災害対策（リスクシナリオ1-3）

◆集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

【主な取り組み】

- 土砂災害対策施設の整備推進等の要望
- 土砂災害発生時の防災・減災対策の推進
- 防災情報の提供及びハザードマップの有効活用

道路・河川管理施設の長寿命化対策（リスクシナリオ1-2）

◆豪雨等による被害を最小限に止めるため、「那珂川町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、道路施設及び河川管理施設について、適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。

【主な取り組み】

- 定期点検・日常点検等の実施による施設の状況把握
- 適正な維持管理及び保全対策の推進

道路の防災・減災（リスクシナリオ2-1、2-4、5-2、6-3）

◆災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、「那珂川町道路整備計画」に基づき、道路の防災・減災対策を推進します。

【主な取り組み】

- 災害に強い道路整備の推進
- 通学路・歩道整備の推進

水道施設の耐震化等（リスクシナリオ6-2）

◆災害発生時においても上水道の安定供給を行うため、計画的に上水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を推進します。

【主な取り組み】

- 上水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進
- 管路の耐震化及び老朽化対策の推進

下水道施設の耐震化等（リスクシナリオ6-2）

◆災害発生時においても下水道施設の機能停止を防ぐため、「那珂川町下水道総合地震対策計画」に基づき、管路等の耐震化を推進します。

◆下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、計画的な施設の老朽化対策を推進します。

【主な取り組み】

- ストックマネジメント計画の策定
- 下水処理施設の耐震化及び老朽化対策の推進
- 管路の耐震化及び老朽化対策の推進

農業集落排水施設の老朽化対策（リスクシナリオ6-2）

◆災害発生時においても農業集落排水施設の機能停止を防ぐため、「那珂川町農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、計画的に施設の老朽化対策を推進します。

【主な取り組み】

- 農業集落排水施設の老朽化対策の推進

浄化槽整備の推進（リスクシナリオ6-2）

◆下水道等の整備区域外において、災害発生時における感染症等予防のため、災害に強く早期に復旧できる合併処理浄化槽の普及を推進します。

【主な取り組み】

- 合併処理浄化槽の普及推進

有害物質の拡散・流出対策（リスクシナリオ7-2）

◆災害発生時において、有害物質の拡散、流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策、関係機関と連携した情報共有及び回収・処理体制を構築する対策を推進します。

【主な取り組み】

- 企業に対する各種規制基準による指導
- 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭が発生した場合の改修・処理対策の構築

災害廃棄物の処理体制の整備（リスクシナリオ8-1）

◆国、県など関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備など、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備や、一時仮置き場を確保するための対策を推進します。

【主な取り組み】

- 災害廃棄物等の早急な処理体制の強化
- 災害廃棄物等の仮置き場の確保

地籍調査の推進（リスクシナリオ8-1）

◆災害廃棄物の処理を円滑に処理するための現地復元性の高い地図を整備するため、地籍調査を推進します。

【主な取り組み】

○地籍調査の推進

【重要業績指標】

| 指 標 | 現状値 (R1) | 目標値 (R6) |
|-------------------|------------------------|------------------------|
| 小中学校施設老朽化対策実施校数 | 2 校 | 5 校 |
| 木造住宅の耐震化率 | 69.9% | 95.0% |
| 空き家等対策計画の策定 | 未策定 | 策定 |
| 道路施設長寿命化対策箇所数 | 4 箇所 | 22 箇所 |
| 町道の防災・減災対策整備済区画延長 | 2.7 k m | 6.8 k m |
| 下水道管路の耐震化率 | 18.7% | 42.7% |
| 地籍整備済面積 | 132.81 km ² | 137.81 km ² |

(3) 町民生活

防災意識の高揚、防災教育の実施（リスクシナリオ1-4）

◆災害発生時において、町全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発及び防災教育を推進するとともに、国、県等関係機関及び民間団体等との連携強化に努めます。

◆災害発生時において、児童、生徒及び教職員が円滑に避難行動、防災活動が行えるよう、防災教育を推進します。

【主な取り組み】

- 行政区等の自主防災組織に対する出前講座や防災訓練の実施啓発
- 地震や火災を想定した防災訓練等の実施

火災予防に関する啓発活動（リスクシナリオ1-1）

◆住宅火災の被害を軽減するため、住宅用火災報知器及び住宅用消火器等の設置を促進します。

【主な取り組み】

- 住宅用火災報知器及び消火器等の設置促進

地域の消防力確保（リスクシナリオ1-1）

◆災害発生時において、迅速かつ的確に消火・救助が行える体制を整備します。

【主な取り組み】

- 消防施設等の計画的な整備
- 消防団員の確保や資質向上などの消防組織の充実・強化

地域防災力の向上（リスクシナリオ1-4、8-2）

◆災害発生時において、被害を最小限に止めるため、地域で対応できる体制を整え、地域防災力の向上を図ります。

【主な取り組み】

- 自主防災組織の育成・強化
- 防災士の養成

避難行動要支援者等への対応（リスクシナリオ1-4）

◆自治会、地域組織、民生委員・児童委員等の地域住民や福祉関係者等の連携を促進することで、災害情報の避難行動要支援者等への伝達や避難誘導等の応急活動が実施される体制の整備を図ります。

【主な取り組み】

- 「災害時要支援者制度」の推進

- 「避難行動要支援者名簿」の活用
- 平常時における行政区等の地域組織、民生委員及び児童委員等の地域住民や福祉関係者等との情報連携

医療機関との連携強化（リスクシナリオ2-4）

◆医療機関との連携・協力により、災害時医療救護体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

- 医療機関との災害発生時の医療救護活動に関する協定の締結
- 救護所の運営など連携・協力体制の構築
- 医療機関との通信訓練等の実施

感染症等予防対策（リスクシナリオ2-5）

◆医療機関と連携しながら、予防接種の実施や消毒等を行うための体制整備と感染予防対策を実施します。

【主な取り組み】

- 予防接種対象者の把握など予防接種実施体制の整備
- 衛生用品や消毒薬等の備蓄

【再掲】物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備（リスクシナリオ5-3）

◆災害発生直後の被災住民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。

【主な取り組み】

- 被害想定に基づく、生活必需品の備蓄推進
- 被災住民の避難生活等において、必要となる防災用資機材の備蓄推進
- 民間業者との新たな協定締結の推進

ライフラインの災害対応力強化（リスクシナリオ6-1）

◆災害発生時において、ライフラインの損傷は、発生時の住民等の生活に大きな影響を及ぼすため、その機能を維持・確保や早期復旧を図るため、災害に対する対応力強化を図ります。

【主な取り組み】

- 災害対策上重要な設備の耐震化促進

コミュニティ活動への支援（リスクシナリオ8-2）

◆災害発生時における復旧・復興を円滑に進めるため、地域コミュニティの基盤である行政区等の活動等を支援します。

【主な取り組み】

- 行政区等活動への支援
- コミュニティ施設整備への支援

【重要業績指標】

| 指 標 | 現状値 (R1) | 目標値 (R6) |
|---------|----------|----------|
| 消防団員充足率 | 90.6% | 現状値より増加 |
| 防災士養成数 | 7人 | 14人 |

(4) 産業・経済

| |
|---|
| 事業所等における事業継続計画（BCP）策定の促進（リスクシナリオ5-1） |
| ◆各事業所において、災害発生時における事業活動の継続に必要な非常用電源の確保や事業継続計画（BCP）策定を促進します。 |
| 【主な取り組み】 |
| ○事業継続計画（BCP）策定促進 |

| |
|---|
| 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化（リスクシナリオ5-3） |
| ◆災害発生時において、食料供給元となる農業用施設の被害を最小限に抑えるため、農業水利施設や農林業共同利用施設などの適切な維持管理について計画的に取り組めます。 |
| 【主な取り組み】 |
| ○頭首工、水路施設等の適切な維持管理 |

| |
|--------------------------------------|
| 山地防災対策（リスクシナリオ1-3） |
| ◆山地に起因する土砂災害の被害軽減を図るため、山地防災対策を推進します。 |
| 【主な取り組み】 |
| ○土砂災害等から円滑に避難するための警戒周知 |
| ○防災情報の提供及びハザードマップの有効活用 |

| |
|--|
| 農林道の整備（リスクシナリオ2-2、2-4、6-3） |
| ◆災害発生時においても、迂回路としても活用できるような安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、計画的な農林道の維持管理に努めます。 |
| 【主な取り組み】 |
| ○農林道の適切な維持管理 |

| |
|---|
| 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化（リスクシナリオ7-1） |
| ◆農業水利施設の現状を把握し、ハザードマップの作成、老朽化対策及び耐震化を推進します。 |
| 【主な取り組み】 |
| ○ため池ハザードマップの作成 |
| ○農業水利施設の老朽化対策及び耐震化の推進 |

| |
|--|
| 農地・農業用水利施設等の適切な保安全管理（リスクシナリオ7-3） |
| ◆災害発生時において、農業用施設の被害を最小限に抑えるため、農地及び農業水利 |

施設等の適切な保全管理を促進します。

【主な取り組み】

- 農地及び農業用水利施設等の適切な保全管理の促進

森林の適切な保全（リスクシナリオ7-3）

◆森林の荒廃を防ぐため、森林経営管理制度に基づく森林整備事業や里山林整備事業等を推進します。

【主な取り組み】

- 森林整備事業及び里山林整備事業の推進
- 林業担い手の確保及び育成の促進

鳥獣害防止対策（リスクシナリオ7-3）

◆農地や森林の荒廃を防ぐため、「那珂川町鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣による被害防止対策を推進します。

【主な取り組み】

- 有害鳥獣の捕獲促進
- 捕獲担い手の確保及び育成の促進
- イノシシ肉加工施設の適切な運営

【重要業績指標】

| 指 標 | 現状値（R1） | 目標値（R6） |
|----------------|---------|---------|
| ため池ハザードマップの作成 | 0箇所 | 17箇所 |
| 森林経営管理制度施業地区数 | 0地区 | 5地区 |
| 町内におけるイノシシ捕獲頭数 | 492頭/年 | 600頭/年 |

(5) 情報通信

情報の収集・伝達体制の確保（リスクシナリオ1-4、4-1、4-2）

◆災害発生時において、リアルタイムに情報を収集し、町民へ的確に情報を伝達するため、ケーブルテレビネットワークを活用したライブカメラ等の情報を収集する設備の整備を推進します。【再掲】

◆災害発生時において、災害状況の動画配信等により情報量の増大が見込まれることから、ケーブルテレビネットワークについて、大容量の通信を可能とする光ケーブル化への整備を推進します。【再掲】

【主な取り組み】

○ケーブルテレビネットワーク光ケーブル化整備事業の推進【再掲】

町民への災害情報の伝達（リスクシナリオ1-4、4-1、4-2）

◆町民等への情報伝達手段として、ケーブルテレビネットワークの屋内告知放送をはじめ、災害に応じた手段を確立し、ICT等を活用した迅速かつ正確な災害情報の伝達を図ります。【再掲】

【主な取り組み】

○屋内告知放送受信機整備推進【再掲】

電源の確保（リスクシナリオ4-1、4-2）

◆ケーブルテレビ施設の停電に対応した電源供給システムの適正な維持管理に努めます。【再掲】

◆長時間かつ広域的な停電発生時において、ケーブルテレビネットワークによる情報収集及び伝達を確保するため、幹線について現在の同軸ケーブルから電源供給を必要としない光ケーブル化への整備事業を推進します。【再掲】

【主な取り組み】

○ケーブルテレビ施設における非常用電源の適切な維持管理【再掲】

○ケーブルテレビネットワーク光ケーブル化整備事業の推進【再掲】

【重要業績指標】

| 指 標 | 現状値（R1） | 目標値（R6） |
|------------------------------|---------|---------|
| ケーブルテレビネットワークの光ケーブル化整備事業【再掲】 | 0 施設 | 1 施設 |

第5章 計画の推進と進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的かつ効果的に国土強靱化を進めるためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取り組みを進める必要があります。

本計画では、「人命保護」を最優先とする観点から、リスクが回避されなかった場合の影響の大きさなどを勘案し、リスクシナリオ単位で優先的に取り組む施策を設定しました。

優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

| 基本目標 | | No. | リスクシナリオ |
|------|---|-----|--|
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1 | 建物の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 異常気象等による広域かつ市街地等の浸水 |
| | | 1-3 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む。) | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | | 2-3 | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-5 | 被災地における感染症等の大規模発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保すること | 3-1 | 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |

以上を踏まえ、「第4章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、次のとおりとなります。

優先的に取り組む施策の項目

| 施策分野 | 項目 |
|-------------|---|
| (1) 行政機能/消防 | <行政機能> ○防災拠点の機能確保 ○情報の収集・伝達体制の確保 ○町民への災害情報の伝達 ○物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備 |

| | |
|-------------|---|
| | ○業務継続体制の整備 |
| | <消防> ○消防広域応援体制の整備 ○相互応援体制の整備 |
| (2) 都市・インフラ | ○社会資本等の老朽化対策 ○住宅、建築物の耐震化 ○総合的な水害対策 ○総合的な土砂災害対策 ○道路・河川管理施設の長寿命化対策 ○道路の防災・減災 ○水道施設・下水道施設・農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化 ○浄化槽整備の推進 |
| (3) 町民生活 | ○防災意識の高揚・防災教育の実施 ○地域の消防力確保 ○地域防災力の向上 ○避難行動要支援者等への対応 ○医療機関との連携強化 |
| (4) 産業・経済 | ○山地防災対策 ○農林道の整備 ○農業水利施設の老朽化対策及び耐震化 ○森林の適切な保全 ○鳥獣害防止対策 |
| (5) 情報通信 | ○情報の収集・伝達体制の確保 ○町民への災害情報の伝達 ○電源の確保 |

2 各種施策の進捗管理

本計画に推進方針に基づく各種施策については、本町の総合振興計画と連携しながら、計画的かつ着実に取り組みを推進します。

また、本計画の進行管理は、総合振興計画の進捗とあわせまして、取り組みの効果を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを図りながら、強靱化に向けた取り組みを推進していきます。